

第三者調査報告書

2021年5月20日

調査委託者

特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会

理事長 齋 藤 匠 殿

調査実施者

弁護士 鈴木 克 昌



当職は、2021年5月20日、調査実施者の法律事務所コスモスにて帳簿書類その他書類とその保管状況の確認をおこなった上で、以下のとおり意見を表明する。

対象期間は、2020年4月1日から2021年3月31日までである。

(法とは消費者契約法、規則とは消費者契約施行規則を指す。)

第1 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1 規則第21条第1項第1号（相手方との交渉の経過の記録）について

対象期間内の該当案件は次の12件である。

17号の2事件（相手方事業者 株式会社エムアンドエム

ナイトアイボーデ案件）

20号事件（相手方事業者 日本家庭教師指導協会）

25号事件（相手方事業者 東和銀行）

27号事件（相手方事業者 ペッツファースト株式会社）

30号事件（相手方事業者 医療法人かしま眼科形成外科）

31号事件（相手方事業者 旧帝医学部受験学院）

32号事件（相手方事業者 株式会社ネクステージ）

34号事件（相手方事業者 ベルシー）

- 35号事件 (相手方事業者 株式会社メモリード)
- 37号事件 (相手方事業者 株式会社セドナエンタープライズ)
- 39号事件 (相手方事業者 リスジャパン株式会社)
- 40号事件 (相手方事業者 株式会社カナエル)
- 41号事件 (相手方事業者 株式会社ディアーズブレイン)
- 42号事件 (相手方事業者 株式会社センス)

これらの事件については、案件ごとにファイルが作成され、事案の概要、理事会、検討委員会、事務局の検討、対処経過、相手方の回答、対応経過が記録されている。

2 規則第21条第1項第2号(訴訟調停等)

対象期間内に該当事案がなかったため作成書類がない。

3 規則第21条第1項第3号(被害情報収集業務)

電話、FAX、面談、電子メール、郵便による情報提供、PIONEERによる情報提供の受付記録は、受付順に記載され保管されている。

4 規則第21条第1項第4号(情報提供業務)

ホームページを通じて情報提供している。

5 規則第21条第1項第5号(関係資料綴り)

事案ごとに適正に作成・保管されている。

6 規則第21条第1項第6号(理事会の議事録等)

理事会議事録は、隔月に開催される理事会ごとに、法第18条第8項第5号の検討を行う部門(検討委員会)における検討の経過及び結果を記録したものは開催ごとに、日付順に、適正に作成保管されている。

7 規則第21条第1項第7号（会計簿）

2020年度決算書，同年度元帳（現金出納帳，総勘定元帳，試算表），同年度証憑書類はそれぞれ分類され，適正に作成・保管されている。

8 規則第21条第1項第8号（会費等の記録）

適正に作成・保管されている。

9 規則第21条第1項第9号（財産上の利益の受領）

対象期間内に当該財産上の利益の受領はなかったため，作成書類はない。

第2 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示看板は事務所正面等の極めて見やすいところに掲示されている。

第3 法第18条（変更の届け出）

対象期間内に理事長，理事の変更はなかった。

第4 法第23条第3項（適格消費者団体間の連携）

適格消費者団体連絡協議会資料の閲覧等により，他の適格消費者団体との適切な連携をはかっていることを確認した。なお，新型コロナウイルス感染症拡大のため，例年実施しているシンポジウムは開催を見送った。

第5 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

第20号事件についての終了通知，第27号事件の申入書，通知書，連絡書，法41条1項書面，第30号事件についての回答書，第32号事件の申入書，法41条1項書面，回答書，終了通知，第34号事件の通知書，上申書，につき，適切な報告がなされていることを確認した。

第6 法第27条（判決等に関する情報の提供）

対象期間内に該当案件がないため、作成書類がない。

第7 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

対象期間内に該当する財産上の利益の受領はなかったため、作成書類がない。

第8 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

所定の書類は、種類ごとに適正に作成、保管され、群馬県と消費者庁に提出され、さらにこれら書類は閲覧可能な状態におかれているほか、貸借対照表はホームページに掲載されている。

第9 その他

登記事項証明書は、対象期間に関する事項が適正に登記されている。

以上